

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7.11.7	R8.1.27	令和6年2月9日以降、〇〇から提出された法人事業税・法人 都民税の確定申告書	16	1					1				1			(東京都情報公開条例第7条第3号) 税額等の申告書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (東京都情報公開条例第7条第6号) 税額等の申告書の内容は、法人事業税・法人都民税の賦課徴収業務で用いられる情報である、公にすることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な申告に協力を得られなくなるおそれがあり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の運営に支障をきたすため。	千代田都税事務所 法人事業税課
2	R7.11.7	R8.1.27	納税（課税）証明申請書及び添付書類 税務総合支援システムの共有メモ	5	1				1	1	1			1			【対象公文書】納税（課税）証明申請書 (東京都情報公開条例第7条第2号) 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 (東京都情報公開条例第7条第3号) 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 【対象公文書】添付書類 (東京都情報公開条例第7条第2号) 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 (東京都情報公開条例第7条第3号) 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (東京都情報公開条例第7条第4号) 公文書に記載の印影は、これを公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため。 【対象公文書】税務総合支援システムの共有メモ (東京都情報公開条例第7条第3号) 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (東京都情報公開条例第7条第6号) 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局八王子都税 事務所徴収課
3	R7.11.29	R8.1.30	証明申請書、委任状、添付書類及び証明書	12	1				1	1	1						【対象公文書】証明申請書 (東京都情報公開条例第7条第2号) 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 (東京都情報公開条例第7条第3号) 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (東京都情報公開条例第7条第4号) 公文書に記載の印影は、これを公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため。 【対象公文書】委任状 (東京都情報公開条例第7条第2号) 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 (東京都情報公開条例第7条第4号) 公文書に記載の印影は、これを公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため。 【対象公文書】証明書 (東京都情報公開条例第7条第3号) 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 【対象公文書】添付書類 (東京都情報公開条例第7条第2号) 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。	主税局新宿都税 事務所徴収課
4	R8.1.5	R8.1.16	下記標準宅地番号に係る令和6基準年度の鑑定評価書 04-156、04-196、01-053、04-258、01-060、01-200、01-190、 04-175	32	1				1	1	1			1			(東京都情報公開条例第7条第2号) 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。 (東京都情報公開条例第7条第3号) 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (東京都情報公開条例第7条第4号) 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産を脅かすおそれがあると認められるため。 (東京都情報公開条例第7条第6号) 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されたと財産状況が明らかになり、所有者の課税府に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局中央都税 事務所固定資産税課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
5	R7. 12. 28	R8. 1. 23	① 6 主資評第 278 号 市街地再開発事業施行中の土地に係る住宅用地の認定について (通達) ② 3 主資評第 610 号 「住宅用地認定事務の手引き」の一部改正について (通達) ③ 3 事務連絡№ 30 自転車シェアリング事業用地に係る質疑応答集の差し替えについて ④ 3 主資評第 266 号 自転車シェアリング事業用地における住宅用地認定の事務処理について (通知) ⑤ 3 事務連絡№ 18 事務連絡№ 18 「自転車シェアリング事業用地における情報提供」 ⑥ 2 事務連絡№ 42 事務連絡№ 42 「自転車シェアリング事業用地におけるサイクルポート撤去に係る住宅用地認定の事務処理について」 ⑦ 31 主資評第 632 号 「土地区画整理事業に関する質疑応答集」の作成について (通達) ⑧ 31 主資評第 617 号 「住宅用地認定事務の手引き」の改正について (通達) ⑨ 31 主資評第 543 号 防災街区整備事業施行中の土地に係る住宅用地認定について (通達) ⑩ 30 主資評第 211 号 住宅宿泊事業の用に供する家屋又はその部分の敷地の用に供する土地に係る住宅用地の認定について (通達) ⑪ 29 主資評第 556 号 有料老人ホーム等の敷地の用に供される土地の住宅用地認定について (通知) ⑫ 29 主資評第 403 号 「住宅用地認定事務の手引き」の一部改正について (通達) ⑬ 29 主資評第 352 号 住宅用地の認定における有料老人ホーム等の駐車場の取扱いについて (通知) ⑭ 29 主資評第 346 号 住宅用地の認定における有料老人ホーム等の駐車場の取扱いについて (通達) ⑮ 29 主資評第 291 号 「住宅建替え中の土地に係る住宅用地の認定について」(平成 28 年 3 月 25 日付 27 主資評第 516 号主税局資産税部長通達)の一部改正について ⑯ 28 主資評第 533 号 「住宅用地認定事務の手引き」の改正について (通達) ⑰ 28 主資評第 337 号 国家戦略特別区域外個人滞在施設経営事業に係る住宅用地の認定における留意事項について (通知) ⑱ 27 主資評第 516 号 住宅建替え中の土地に係る住宅用地の認定について (通達) ⑲ 27 主資評第 374 号 平成 6 年 1 月 1 日以前に新築された併用住宅の取扱いについて (通達) ⑳ 27 主資評第 246 号 平成 6 年 1 月 1 日以前に新築された複合構造の併用住宅に関する調査事項について (通知) ㉑ 26 主資評第 352 号 <改正済> 「住宅用地認定事務の手引き」の改正について (通達) ㉒ 24 主資評第 323 号 <改正済> 「住宅用地認定事務の手引き」の改正について (通達) ㉓ 23 事務連絡№ 17 「住宅建替え中の土地に係る住宅用地の認定について (通達)」に関する計算事例集の改正について ㉔ 23 主資評第 302 号 <改正済> 「住宅用地認定事務の手引き」の一部改正について (通達) ㉕ 建替え特例に関する質問回答集 ㉖ 22 主資評第 300 号 <改正済> 「住宅用地認定事務の手引き」の改正について (通達) ㉗ 21 主資評第 307 号 <改正済> 「住宅用地認定事務の手引き」の一部改正について (通達) ㉘ 20 主資評第 361 号 住宅用地の認定における「ごみ置場及び排戸」の取扱いについて (通知) ㉙ 18 主資評第 322 号 <改正済> 「住宅用地認定事務の手引き」の改正について (通達) ㉚ 16 主資評第 13 号 「住宅用地認定事務の手引き」の改正について (通達) ㉛ 15 主資評第 21 号 住宅用地認定質疑応答集の改訂に伴う「住宅用地認定事務の手引き」の改正について ㉜ 13 主資評第 125 号 住宅用地認定事務に係る事務処理の取扱いについて ㉝ 13 主資評第 11 号 通行管理表類の変更に伴う「住宅用地認定事務の手引き」の改正について ㉞ 11 主資評第 208 号 「住宅用地認定事務の手引き」の作成について (通達) ㉟ 11 主資評第 99 号 土地特別調査業務の手引きについて (後期事務編) ㊱ 10 主資評第 197 号 土地特別調査業務の手引きについて ㊲ 10 主資評第 188 号 「住宅用地認定質疑応答集」の作成について ㊳ 10 事務連絡 「住宅用地認定質疑応答集」の送付について ㊴ 9 主資評第 78 号 住宅用地の認定における複合ビルの事務処理について (通達) ㊵ 9 事務連絡 住宅用地の認定における駐車場の取扱いについて ㊶ 9 主資評第 26 号 住宅用地の認定における複合ビルの取扱いについて (通達) ㊷ 60 主資一第 14 号 市街地再開発事業施行中の土地に係る住宅用地の認定について (通達) ㊸ 6 主資評第 278 号 市街地再開発事業施行中の土地に係る住宅用地の認定について (通達) の原議	1	1														主税局資産税部固定資産評価課	
6	R7. 12. 28	R8. 1. 23	① 7 主資評第 194 号 旅館業の用に供する家屋の敷地に利用される土地の住宅用地認定について (通知) ② 7 主資評第 195 号 旅館業の用に供する家屋の敷地に利用される土地の住宅用地認定について (通知) の原議	1	1										1				(東京都情報公開条例第 7 条第 6 号) 公用携帯電話の番号は、公にされていない情報であり、公にすることによって不特定多数の人物から本家の業務に関係の無い電話がなれることで、職員の適切な業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため。	主税局資産税部固定資産評価課

- 表の見方
- <決定区分>
- ・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>について
- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。